平成２７年（フ）第２５３号
熊本市西区花園３丁目12番29号
債務者　佐藤亜樹子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
山口県光市虹ケ丘７丁目８番23号
債務者　内田　貴之
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２１３号
熊本市南区合志１丁目１番３号
債務者　西村　美樹（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７９８号
愛知県半田市向山町３丁目82番地の１、借入当時の住所愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田２―309号室
債務者　遠藤　一成
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６５号
熊本県上天草市大矢野町上5919番地１、前住所愛知県稲沢市稲島東３丁目49番地エルフィンガーデン201
債務者　大西　大作
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５２０７号
東京都江東区大島３丁目４―11―101
債務者　佐伯　政男
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３１号
東京都墨田区菊川３丁目２―12
債務者　猪瀬　妙子（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３２号
東京都足立区西新井６丁目12―10―102
債務者　大野　　佑
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３３号
東京都江戸川区下篠崎町２―７―206
債務者　谷山恵子こと　申　　惠子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２５９号
神奈川県川崎市多摩区登戸3510―103
債務者　恩田　信浩
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２７１号
東京都台東区上野公園17―９　しのばず荘
債務者　山本　克己
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２９３号
東京都江東区常盤２丁目14―７
債務者　大橋　千絵
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２９６号
東京都葛飾区青戸５丁目13―８―306
債務者　小柴　　彩（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２９７号
東京都大田区大森北４丁目26―20―302
債務者　道下紗奈江
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２９８号
東京都町田市木曽東４丁目14―イ27―510
債務者　田口久美子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部